



2026年9月28日

各位

会社名 株式会社オカムラ食品工業
代表者名 代表取締役社長兼CEO 岡村 恒一
(コード番号: 2938 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 兼 CFO 谷口 耕太
(TEL. 03-3666-2333)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026年10月26日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 31,087株
(3) 発行価額	1株につき1,286円
(4) 発行総額	38,983,098円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 3名 17,436株 当社の従業員 13名 13,651株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年1月19日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2026年9月28日開催の取締役会において、当社の従業員(以下「対象従業員」といい、対象取締役と対象従業員を併せて「対象者」と総称します。)も本制度の対象とすることを決議しております。

当社は、2022年9月28日開催の第52期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額500万円以内の金銭債権を支給し、年1,000株以内(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすること等につき、ご承認をいただいております。なお、当社は、本制度の導入後、2023年7月29日、2025年1月1日、2025年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき30株、2株、3株の割合で株式分割をしており、同日以降、本制度に基づき、対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の株式数は、分割比率に応じて調整し、年180,000株以内となっております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、各対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計38,983,098円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式31,087株を付与することといたしました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象者16名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。

なお、対象従業員への付与にあたって、本制度は、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本新株式発行により、各対象従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅します。

本新株式発行において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

3. 本割当契約の概要

＜対象取締役向け＞

（1）譲渡制限期間

2026年10月26日（以下「本払込期日」という。）から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中に、対象取締役が任期満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了又はその他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点に、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から対象取締役の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本払込期日の属する事業年度の開始日と読み替える。）を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

<対象従業員向け>

(1) 譲渡制限期間

2026年10月26日（以下「本払込期日」という。）から当社又は当社の子会社の使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退職した直後の時点までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が本払込期日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日までの期間（以下「本権利確定期間」という。）中、継続して、当社又は当社子会社の使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本権利確定期間中に、対象従業員が定年その他の正当な事由により退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社又は当社の子会社の使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも定年その他の正当な事由（死亡による退職を含む。）により退職した場合には、対象従業員の退職の直後の時点に、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退職した時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日の属する事業年度の開始日を含む月から対象従業員の退職の日を含む月までの月数を本権利確定期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日の属する事業年度の開始日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本権利確定期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第57期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年9月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,286円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本新株式発行の割当てを受ける対象取締役のうち、当社代表取締役社長の岡村恒一氏は、同氏の資産管理会社である株式会社オカムラが保有する株式数も含め、当社の議決権の54.24%（2026年6月30日現在）を保有する株主であるため、岡村恒一氏に対する本新株式発行は支配株主との取引等に該当いたします。

(1) 公平性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株発行は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続に従って行っています。また、発行内容及び条件等についても、上記「2. 発行の目的及び理由」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。加えて、利益相反を回避するため、支配株主である岡村恒一氏は、当社取締役会における岡村恒一氏に対する本新株発行に係る審議及び決議に参加していません。

(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株発行の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会において審議の上、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主とは利害関係のない社外監査等委員の全員より、本日付けで、以下の理由により、取引の目的、手続の妥当性、対価の公正性、希薄化の影響、上場会社の企業価値向上等の観点から総合的に検討を行った結果、本新株発行にかかる決定は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を得ております。

- ① 本新株発行によって、対象取締役に企業価値向上に向けた新しいインセンティブが付与され、対象取締役と株主との一層の価値共有が進み、当社の企業価値の拡大が期待されること
- ② 本新株発行の割当て及び割当数は、予め定められた基準及び手続に従って決定され、支配株主であることによる影響を受けるものではないこと

- ③ 本新株発行のための取締役会の審議及び決議には、利益相反を回避するため、特別利害関係人に該当する取締役は参加せず、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保されていること
- ④ 本新株発行は、2022 年 9 月 28 日開催の第 52 期定時株主総会において決議された内容の範囲内で行われるものであり、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであると確認されていること

(3) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

2026 年 9 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は支配株主との取引は、基本的には行わない方針としております。万一、当社が支配株主との間で少数株主との利益が相反する重要な取引を行う場合には、当社経営の健全性や少数株主の利益を損なうことが無いよう、取引理由や取引条件等の合理性及び妥当性に関して、取締役会において十分な審議をしたうえで意思決定を行ってまいります。なお、取締役会は、その過半数が社外取締役で構成されております。」

本新株発行は、本日開催の取締役会において、上記「(1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」及び「(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」に記載の装置を講じて、審議を行い決議に至っており、適正なものであって、上記指針に適合しているものと判断しております。

以 上